

第二部 各論

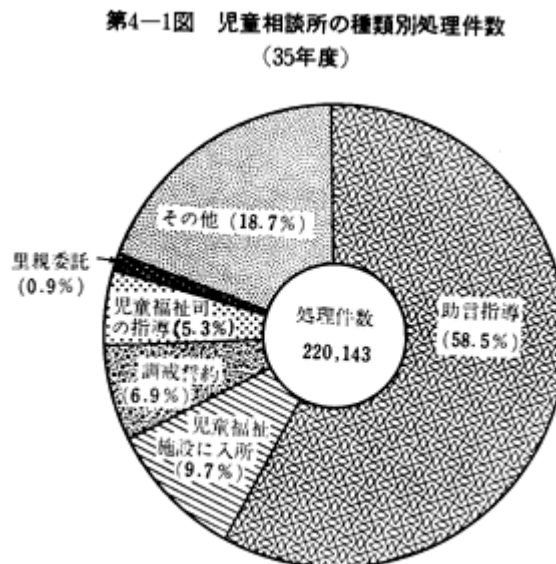
第四章 児童福祉と母子福祉

第一節 児童福祉機関の活動状況

一 児童相談所

従来、児童相談所の業務は、要保護児童を児童福祉施設へ入所させる措置などのために必要な調査、判定などの業務が主であったが、最近は、一般家庭における児童の健全育成のための指導業務がしだいに増加するようになってきている(第四-一図参照)。

第4-1図 児童相談所の種類別処理件数



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」による。

第三八回国会における児童福祉法の一部改正に際して、従来、児童相談所の業務としては調査および判定に付随して行なわれることとなっていた指導業務が児童相談所の独立した業務として明確に規定されたのも、このような事情を背景にしてのことである。受け付けた相談の種類について、要保護児童について施設に収容するか、どうかの相談ケースが全体に占める比重は、第四-一表のとおりで、健全育成相談がより大きなウエイトを占めてきている。また、経路別の受付件数をみても、第四-二図のとおり、家族、親せきによるものがしだいに大きくなっている。

第4-1表 児童相談所の相談種類別および年齢区分別受付件数

第4-1表 児童相談所の相談種類別および年齢区分別受付件数

(35年度) (単位:件)

	総 数	14 歳 未 満	14歳以上18歳未 満
総 数	222,711	189,823	32,888
養 護 相 談	35,610	32,920	2,690
保 健 相 談	2,947	2,747	200
し 体 不 自 由 相 談	13,876	12,128	1,748
視 聴 言 語 障 害 相 談	3,209	2,774	435
精 神 薄 弱 相 談	20,708	18,177	2,531
教 護 相 談	23,448	13,583	9,865
触 法 行 為 相 談	34,939	31,244	3,695
健 全 育 成 相 談 I	37,503	34,393	3,110
健 全 育 成 相 談 II	29,642	28,166	1,476
そ の 他 の 相 談	20,829	13,691	7,138

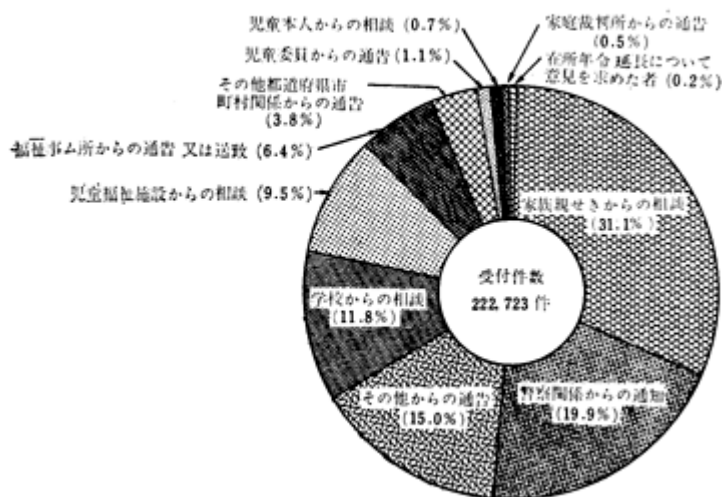
資料: 厚生省統計調査部「厚生省報告例」による。

(注) 健全育成相談Ⅰとは「学校教育に関するもの」、健全育成相談Ⅱとは「その他のもの」をいう。

第4-2図 児童相談所の経路別および年齢別受付件数

第4-2図 児童相談所の経路別および年齢別受付件数

(35年度)



資料: 厚生省統計調査部「厚生省報告例」による。

児童相談所の業務量がこのように増大し、業務内容が複雑化してきているのに対し児童相談所の整備状況は、必ずしも満足すべきものではない。全国でわずか一二四か所を数えるのみで、保健所や福祉事務所の人口一〇万単位一か所という基準にはるかに及ばない。しかも、規模が小さくその機能を営むことが事実上困難な弱体相談所がその三分の一も占め、激発する少年非行にもなかなか対処できない状態である。しかも、児童相談所におかれている職員の数、昭和三六年五月現在で二、一二人にすぎず、専門のケースワーカーである児童福祉司についてみても、全国で五三七人、定員充足率は六四・五%という低い状態で職員の充実が強く望まれている。児童相談所の新設、格上げが早急に行なわれなければならないことはいうまでもないが、このような児童相談所網の整備の遅れを補うためには、とりあえず要望の高い市部についてだけでも、福祉事務所に児童相談室を設け、児童相談機能の強化を図ることを望む声が最近とくに高まっている。

第二部 各論

第四章 児童福祉と母子福祉

第一節 児童福祉機関の活動状況

二 福祉事務所、保健所および児童委員

児童福祉行政の第一線の機関としては、児童相談所のほかに福祉事務所と保健所を忘れてはならない。昭和三五年度における活動状況は、第四-二表と第四-三表にあげるとおりである。しかしながら、両者とも主たる業務である生活保護、結核予防などの業務に職員をさかれ、児童福祉の面にまではじゅうぶん手が回りかねる状況で、これを打開するためには、なんらかの施策が必要とされている。

第4-2表 福祉事務所種類別処理件数(35年度)

総数	社会福祉 社主事 の指導	施設入所退所			児童福祉 法第22 条、第23 条、第24 条の措置 権者に報 告または 通知	児童相 談所へ 送致	児童相談 所による 調査完了 (法第18 条の2第 2項によ るもの)	他の機 関へ紹 介あつ せん	相談助 言その 他	
		総数	施設	母子寮 保育所						
338,765	18,629	213,544	4,677	1,722	207,145	12,569	10,192	9,203	10,219	64,409

資料: 厚生省統計調査部「厚生省報告例」による。

第4-3表 妊産婦および乳幼児保健指導件数(35年)

		保健指導件数
総	数	3,531,903
妊	婦	433,758
産	婦	72,011
乳	児	2,456,023
幼	児	570,111

資料: 厚生省統計調査部「保健所運営報告」による。

児童福祉行政を側面から援助する民間協力者である児童委員は、民生委員をもつてあてられることとなつてはいるが、三六年八月末現在でのその数は一二万四、九七四人となつてはいる。

厚生白書(昭和36年度版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

第四章 児童福祉と母子福祉

第二節 母と子の健康

一 健康状態

(一) 乳児死亡率

生後一年未満の乳児の死亡率は、昭和三五年には出生一、〇〇〇対三〇・七となり、前年の三三・七からさらに低下した。もちろん諸外国の乳児死亡率と比較すると、なお改善の余地があり、ことに、地域別に観察してみると、東北、北陸地方の乳児死亡率は、三〇年前後の全国乳児死亡率の状態に足ぶみをしており、今後の乳児対策の重点がこれらの地域に振り向けられなければならないことが暗示されている。また、乳児死亡を生存期間別にみると、第四-四表のとおりとなっており、生後日の浅い新生児の死亡数は、乳児死亡中六割弱を占め、出生後の期間の長い乳児の死亡率の改善の跡が著しいことは対照的である。次に、乳児の死亡原因については、依然として未熟児など新生児固有の疾患と肺炎と下痢腸炎とで乳児死亡総数の約四分の三を占め、なかでも新生児固有の疾患による死亡は、乳児死亡の三分の一強にのぼり、妊産婦対策、新生児対策の強化こそ乳児死亡率低下への直接のかぎとなるものであることを物語っている。なお、先天奇形と不慮の事故が戦前と比べて増加していることは注目すべきことである。

第4-4表 生存期間別乳幼児死亡率の年次推移

	総 数	週					月					
		1週未満	1週以上 2週未満	2週以上 3週未満	3週以上 4週未満	4週未満	1か月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 1年未満	
		22年	76.7	14.3	7.6	5.4	3.8	31.0	32.3	15.5	10.7	9.1
25	60.1	15.1	5.7	4.0	2.7	27.4	28.1	12.0	8.3	6.1	5.7	
30	39.8	13.1	4.7	2.8	1.8	22.3	22.7	7.3	4.8	2.9	2.1	
31	40.6	13.5	4.8	2.8	1.8	23.0	23.3	7.5	4.7	3.0	2.1	
32	40.0	12.5	4.6	2.8	1.8	21.6	22.0	7.3	5.1	3.4	2.4	
33	34.5	11.6	4.1	2.3	1.5	19.5	19.8	6.3	4.1	2.5	1.7	
34	33.7	11.3	3.8	2.1	1.4	18.6	18.9	5.8	4.2	2.8	2.0	
34年	百分率	100.0	33.5	11.3	6.2	4.2	55.2	56.1	17.2	12.5	8.3	5.9
	指数	43.9	79.0	50.0	38.9	36.8	60.0	58.5	37.4	39.3	30.8	22.2

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」による。
 (注) 34年の指数は22年を100とした。

第二部 各論

第四章 児童福祉と母子福祉

第二節 母と子の健康

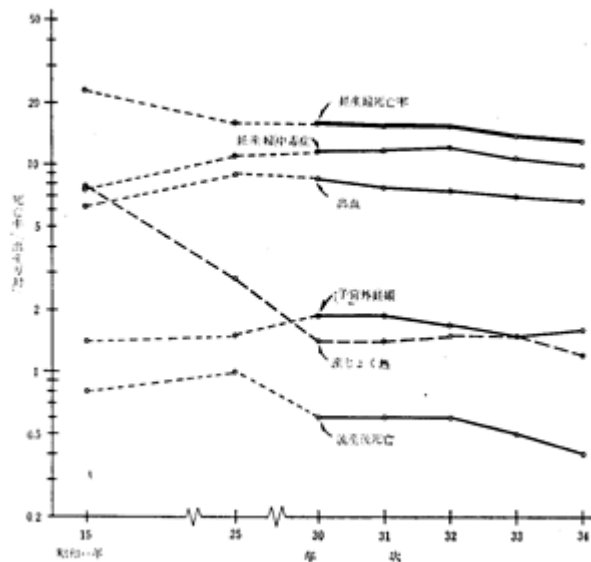
一 健康状態

(二) 妊産婦の健康状態

出産一万対妊産婦死亡率は、乳児死亡率が著しく改善の跡を示したことに比較すれば、その改善の歩みはきわめて遅々としている。妊娠、分娩、産じよく中の母体の健康が、生まれてくる児童の健康のみならず、その人格形成にまで大きく影響することを考えるとき、妊産婦対策を一層充実し、諸外国に比して著しく劣る高率の妊産婦死亡率を低下させることに努める必要を痛感する。妊産婦の死亡原因の大半は第四-三図に示すとおり妊娠中毒症、分娩に伴う出血、子宮外妊娠で占められている。注目すべきことは、従来非常に多かつた産じよく熱による死亡が戦後激減し、これに代つて子宮外妊娠による死亡が増加したことである。妊娠中毒症と出血による死亡はこれに対する施策の強化でじゅうぶん減少が期待できる死因であるので、その対策の強化がまたれている。

第4-3図 死因別妊産婦死亡の年次推移

第4-3図 死因別妊産婦死亡の年次推移 (出産万対)



資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」による。

第二部 各論

第四章 児童福祉と母子福祉

第二節 母と子の健康

一 健康状態

(三) その他

分べん時の異常な事故に対処するためには、病院、助産所などの施設で、医師、助産婦などの立ち会いの下に出産が行なわれることが望ましい。戦後、医療施設内で出生する割合は、第四-五表のとおり年々増加する一方で、昭和三五年には出生総数中実に四割が医療施設内で占められているが、問題は、市部と郡部との間になお相当の開きがあることである。次に、乳幼児の健康状態を判定するための一つの資料として、乳幼児の身体の発育の状態をみてみよう。従来その標準としていた指標としては、二五年に厚生省で定めた基準値が用いられてきた。しかしながら、戦後の、食糧事情がなお悪かつた二五年当時の数値を現在そのまま用いることに無理が生じてきたので、三五年五月に全国にわたつて乳幼児の身体発育に関する調査が行なわれ、この調査結果に基づいて新しい乳幼児身体発育値が定められた(附表二一参照)。二五年発育値と比較して注目されることは、(1)全般的に乳幼児の発育がよくなつていること、(2)ことに、栄養状態を最もよく反映する体重においては、一歳未満の乳児で三%から八%、一歳児で六%前後、それ以上の幼児で二%から五%の増加を見せていること、(3)全体として発育が非常に早くなつていることなどであり、今後乳幼児の保健指導の基礎資料などに役だつところが大きい。

第4-5表 医療施設の内外別出生割合の年次推移

年	全 国		市 部		郡 部	
	施設内	施設外	施設内	施設外	施設内	施設外
22年	2.4	97.6	6.5	93.5	0.5	99.5
25年	4.6	95.4	11.3	88.7	1.2	98.9
30年	17.6	82.4	28.2	71.8	6.6	93.4
31年	22.7	77.3	34.6	65.4	9.1	90.9
32年	28.7	71.3	41.7	58.3	12.3	87.7
33年	35.0	65.0	48.6	51.4	16.1	83.9
34年	41.7	58.3	55.1	44.9	20.6	79.4

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」による。
 (注) 施設内とは病院、診療所、助産所における出生をさす。

最後に、幼児死亡の状況をみてみよう。乳児死亡率と同様に、戦後の幼児死亡率低下の状況は目ざましいものがあるが、それでも欧米諸国のそれと比較するとき、未だしの感が深い(第四-六表参照)。幼児死因のおもなものは、「不慮の事故」、「肺炎」、「胃腸炎」、「赤痢」である。このうち、消化器疾患と肺炎については、相当の改善がなされているが、不慮の事故による死亡がほとんど減少していないことについては、幼児の保育上の注意が両親のみならず社会的に不足していることによるものと考えべきであろうか。

第4-6表 1歳から4歳までの主要死因別死亡数及び率

第4-6表 1歳から4歳までの主要死因別死亡数及び率
(34年)

	死亡数	1歳から4歳までの 1人口1万対死亡率
全死因	17,934	28.1
胃炎など	2,155	3.4
不慮の事故	5,167	8.1
赤痢	1,261	1.9
肺炎	2,491	3.9
麻疹	802	1.3
全結核	429	0.7
腎炎	402	0.6
髄膜炎	201	0.3
百日ぜき	40	0.1
気管支炎	256	0.4
その他の全死因	4,730	7.4

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」による。

第二部 各論

第四章 児童福祉と母子福祉

第二節 母と子の健康

二 母子保健対策

妊産婦と乳幼児に対する保健指導を担当する機関として、保健所と市町村がある。その活動状況は、第四-七表と第四-八表に示すとおりであるが、母子衛生活動を地域社会にじゅうぶん浸透させるためには、現在のような広範な地域を管轄する保健所によつて行なうよりは、むしろ住民の日常生活により直結した市町村が直接保健所の指導の下に行なつた方が徹底するものと考えられる。この点からいつて、保健所業務の一部を市町村に移管することを真剣に検討しなければならない時期に到達しているといえよう。

昭和三六年度からは、従来から久しく望まれてきた三歳児に対する健康診査と、新生児に対する訪問指導が実施の運びとなり、児童福祉法による施設への入所措置、医療の給付措置などを行なうについて、対象児の早期発見、早期治療が可能となり、母子衛生行政は一步前進することとなつた。三六年度予算では、約三、〇〇〇万円(三分の一補助)が計上され、第三八回国会でこのための児童福祉法の一部改正法が成立した。

第4-7表 妊産婦保健指導件数

第4-7表 妊産婦保健指導件数
(単位：千件)

	保健所	市町村	計
32年	492	542	1,034
33	536	574	1,110
34	549	250	799
35	506	254	760

資料：厚生省統計調査部「保健所運営報告」による。

第4-8表 乳幼児保健指導件数

第4-8表 乳幼児保健指導件数
(35年) (単位：千件)

	乳児指導 実人員	乳児指導 件数	幼児指導 件数
保健所	660	1,623	241
市町村	631	836	332
計	1,291	2,459	573
市町村	-	852	249
合計	-	3,311	822

資料：厚生省統計調査部「保健所運営報告」による。

三歳児の健康診査の目的は非常に多角的で、内容も複雑であるが、身体の発育状態、聴覚、視覚の異

常、背柱の形態、運動機能に重点を置くものとし、新生児の訪問指導については、母乳栄養、人工栄養、保温、疾病の早期発見などに注意することとなっている。

未熟児(体重二、五〇〇グラム以下の乳児)対策は、三三年度来行なわれてきたが、その実施状況は第四九表のとおりで、全新生児死亡中未熟児が実に六割を占める現状ではその対策を一段と強化する必要がある。

第4-9表 出生時の体重別の未熟児届出数,養育指導人員および簡易保育器貸出状況

	未熟児届出			養育指導人員		簡易保育器貸出状況	
	総数	病院または診療所	その他	本年初回訪問実人員	訪問延員	新規貸出実数	貸出日延数
総数	63,980	31,354	32,626	54,726	108,492	2,939	53,208
1,800g以下	10,336	5,680	4,656	8,117	18,430	1,262	24,310
1,801~2,000g	8,361	3,981	4,380	7,786	16,691	752	12,916
2,001~2,300	21,563	10,158	11,405	18,205	35,947	621	12,036
2,301~2,500	23,720	11,535	12,185	20,618	37,424	304	3,946

資料：厚生省統計調査部「保健所運営報告」による。

妊産婦に対する保健指導は、従来からその必要性が叫ばれていたにもかかわらず、ほとんどみるべきものがなかつたが、さきにも述べたようにその健康の状況は座してこれを待つことはできないような悪い状態になっている。妊産婦の登録管理の制度を新設し、栄養補給を行ない、妊娠中毒症にかかっている妊婦に対して訪問指導をし、医療を行なうなどの抜本的対策を講ずる必要がある。

このほか、出産時の思わぬ事故を防ぐために、施設外分娩の解消を図ることが必要であるが、そのためには医療機関に恵まれない農山村を中心に早急に母子健康センターを増設する必要がある。その設置状況は第四一〇表のとおりとなっている。助産設備と産婦室を有し、妊産婦、乳幼児の健康相談室、栄養指導室、受胎調節指導室、集会室などをも備え、保健所、開業医師、歯科医師、助産婦などの協力を得て運営される母子健康センターが地域の母子衛生の向上に果たす役割は、はかりしれぬものがあるといつてよい。

第4-10表 母子健康センターの設置状況

年	設置数
33年	53か所
34	45
35	44
36	45
計	187

厚生省児童局調

最後に、家族計画について簡単にふれてみよう。家族計画は、計画的な受胎調節による家族設計をいうのであるが、わが国では、出産抑制の手段として人工妊娠中絶がひん繁に行なわれ、ために母体の健康が著しくそこなわれている実情にある(付表二二参照)。受胎調節による正しい家族計画を普及するための啓発活動、集団指導、個別指導が強く望まれるゆえんである。三五年度の指導実績によれば、被保護者約四万人、低所得者二六万人に対し、器具や薬品の無料または実費の半額での配布が行なわれた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

第四章 児童福祉と母子福祉

第三節 児童の健全育成

児童の健全育成については、従来学校における対策が強調されてきたが、これに比して、家庭および社会における対策については、軽んじられている傾向があつた。しかしながら、戦後の家庭生活の変化は児童の育成に種々の問題を生ずると同時に、社会生活が複雑し、高度化するにつれて、社会が児童の健全な育成を助長し、あるいは阻止するなどその及ぼす影響は非常に大きくなつてきている。健全育成対策は、このように複雑化し、高度化する家庭および社会を背景として、児童をとりまく健全な環境を作り出し、その育成を図るための施策である。

児童福祉行政の面から現在とられている施策のおもなものをあげてみると、(1)児童文化財対策、(2)児童遊園、児童館などの児童厚生施設の整備、(3)子供会、母親クラブなどの地域組織活動の強化などがあるが、これらの健全育成対策にふれるまえに、まずその背景となつている少年非行の現状と交通事故などの社会的原因による児童の死亡などについてながめてみよう。

第二部 各論

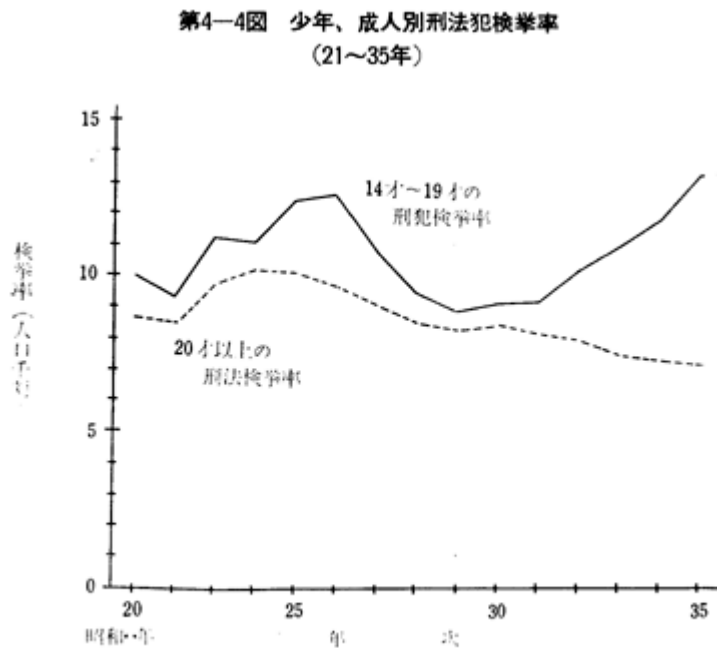
第四章 児童福祉と母子福祉

第三節 児童の健全育成

一 健全育成対策の背景

戦後の少年犯罪の傾向を犯罪統計書(警察庁)によつてみると、第四-四図のとおりで、少年刑法犯検挙人員の人口一、〇〇〇人に対する割合(犯罪率)は成人のそれよりも高く、しかも成人のそれが昭和二五年以降下降線をたどつているのに対し、二六年から二九年までの期間を除くと絶えず上向きになつている。

第4-4図 少年、成人別刑法犯検挙率(21~35年)



資料：警察庁「犯罪統計書」による。

三五年には少年人口、一〇〇〇人に対して一三・七人という犯罪率を示し、戦後最高の率となつた。

この犯罪少年をさらに年齢別に分けてみたものが、第四-一一表で、これによると年少々年(一五歳、一四歳)の三五年の犯罪率は一一・四人で、年長少年(一九歳、一八歳)の一六・一人、中間少年(一七歳、一六歳)の一三・二人よりは低いものの、二九年を一〇〇とした場合の指数は、一八七と最も高く、容易ならぬ事態を暗示している。次に、主要罪名別に総検挙人員に占める少年刑法犯の比率をみると、第四-一二表のとおりで、少年はごうかん五二・四%、きようかつ五四・〇%、強盗四七・六%と驚くべき比率を示している。

第4-11表 年齢段階別少年刑法犯の推移

第4-11表 年齢段階別少年刑法犯の推移

		29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年
18~19歳 (年長)	実人員	43,875	46,466	48,301	49,770	51,005	56,610	61,966
	人口千人に対する率	12.3	13.1	14.0	15.2	15.2	16.5	16.1
	指数	100	107	114	124	124	134	131
16~17 (中間)	実人員	29,780	28,721	30,141	38,254	44,114	47,111	50,558
	人口千人に対する率	8.5	8.8	8.9	10.2	11.2	11.9	13.2
	指数	100	104	105	120	132	140	155
14~15 (年少)	実人員	20,687	21,769	22,316	26,278	29,260	35,897	35,375
	人口千人に対する率	6.1	5.8	5.6	6.7	7.5	9.2	11.4
	指数	100	95	92	110	123	151	187

資料：警察庁「犯罪統計書」による。

第4-12表 主要罪種別刑法犯検挙人員中の少年検挙人員と率(35年)

第4-12表 主要罪種別刑法犯検挙人員中の少年検挙人員と率
(35年)

	少年刑法犯検挙 者数 (A)	全刑法犯検挙者数 (少年・成人) (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$ %
ごうかん	4,232	8,080	52.4
きようかつ	13,646	25,268	54.0
強盗	2,646	5,560	47.6
窃盗	68,779	180,899	38.0
暴行	10,197	38,445	26.5
放火	203	969	20.9
傷害	15,674	83,449	18.8
脅迫	847	4,385	19.3
殺人	423	2,844	14.9
その他の刑法犯	31,252	211,562	14.7
計	147,899	561,464	26.3

資料：警察庁「犯罪統計書」による。

少年刑法犯の生活程度をみると、第四-一三表のとおりとなり、傾向的には中以上の家庭の少年がかすかながらも増加しており、問題の根の深さが感じられる。

第4-13表 刑法犯少年生活状態別推移

第4-13表 刑法犯少年生活状態別推移

	総数	生活程度					米軍人軍属その他
		極貧	下流	中流	上流	極豊	
26年	133,656 (100)	14,722 (11)	80,225 (60)	37,516 (28)	1,165 (1)	28	-
27	114,381 (100)	11,491 (10)	67,744 (59)	34,009 (30)	1,033 (1)	16	88
28	98,604 (100)	9,393 (10)	58,407 (59)	29,604 (30)	896 (1)	22	282
29	94,342 (100)	8,637 (9)	54,049 (57)	30,200 (32)	891 (1)	31	534 (1)
30	96,956 (100)	9,217 (10)	55,615 (57)	30,780 (32)	767 (1)	17	560 (1)
31	100,758 (100)	7,865 (8)	58,412 (58)	32,940 (33)	958 (1)	23	560 (1)
32	114,302 (100)	7,528 (7)	65,769 (58)	39,418 (34)	1,000 (1)	24	563
33	124,379 (100)	8,001 (6)	70,806 (57)	44,008 (35)	1,229 (1)	29	296
34	139,618 (100)	8,436 (6)	80,405 (58)	49,378 (35)	1,181 (1)	31	187
35	147,899 (100)	7,549 (5)	81,705 (55)	57,100 (39)	380 (1)	20	145

警察庁保安局調

(注) かつこの数字は、総数中に占める百分率である。

また、喫煙、盛り場はいかい、不健全娯楽、飲酒、不純異性交遊などの行為で補導された少年数は、三五年で八四万人余りにのぼり、三〇年の実に二倍以上に達し、刑法犯検挙人員の場合と同じく、一四歳未満の少年が激増している。

次に、事故を死亡統計からながめると、一五歳から一九歳では交通事故、水死などによる不慮の事故、自殺で一位、二位が占められており、明るい社会環境を作りあげることが切に要望される。特に自殺については、「えん世により」、「失恋して」、「将来のことを苦慮して」が多く、健全育成対策を一段と強化し、社会環境の調整を図る必要がある(第四-一四表参照)。

第4-14表 自殺者(既遂・未遂)原因別調

第4-14表 自殺者(既遂・未遂)原因別調
(35年)

	総数	20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上
総数	30,782	4,416	17,136	9,230
精神錯乱して	3,222	319	1,634	1,269
病苦にて	5,937	313	1,947	3,676
貧苦にて	582	34	313	235
前非を悔いまたは漸愾により	440	80	292	68
家族または親族の不和により	3,027	361	1,985	681
将来のことを苦慮して	2,481	440	1,565	476
業務の失敗により	589	44	331	214
私通または妊娠を憂えて	277	39	218	20
失恋により	2,977	681	2,255	41
淫逸放蕩の末	227	26	181	20
厭世により	6,650	1,074	3,747	1,829
学業の失敗により	216	163	71	2
競輪競馬などにより	68	-	48	20
その他	4,089	862	1,548	679

資料：警察庁「犯罪統計書」による。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

第四章 児童福祉と母子福祉

第三節 児童の健全育成

二 健全育成対策

広範な少年非行、激発する児童の事故を目前にして、今日ほど児童の健全育成対策の強化が要請されているときはないといえよう。しかも、家庭および社会に多くの問題を生じている現状においては、家庭に対する助言指導によりその役割を強化せしめるとともに地域社会の果たす役割を重視することが必要となつてきている。この意味で、さきに述べた児童相談所の機能強化と並んで、児童福祉のための地域組織活動の強化や、地域社会を単位に設置される児童遊園、児童館の設置、不良文化財の追放運動などが重要な問題となつてくる。以下、順次簡単にふれてみよう。

家庭における児童を近隣の人々の暖かい愛情で健やかに育てようとする地域活動としては、児童を中心とする子供会、児童の指導、援助にあたる成人の組織活動である母親クラブ、児童指導班などがあり、その結成状況は、第四一五表のとおりで、ここ数年の伸びは目ざましいものがある。三五年度からはこれらの地域活動を一層強化するため、その指導者の養成に国が乗り出すこととなり、都道府県が行なう指導者養成事業に対し総額二、〇〇〇万円の国庫補助制度が開始の運びとなつた。三六年度予算でも同じく二、〇〇〇万円が計上されている。

第4-15表 地域児童育成組織の概況

	子供会		母親クラブ		児童指導班など有志指導者組織		
	子供会の数	会員数	子供会指導者数	母親クラブの数	会員数	組織の数	会員数
総数	86,001	5,245,869	201,347	17,643	626,313	6,865	69,893

厚生省児童局調
(注) 福井、京都の2府県と大阪市を除く。

次に、児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、また、情操を豊かにする児童遊園、児童館の設置状況をみると、第四一六表に示すとおりとなつている。これらの児童厚生施設は、単なる遊び場の提供だけでなく、児童の健康な遊びを指導するとともに、地域社会と結びついて活動する児童厚生員を置くことによつて地域組織活動を強化し、永続させる機能をもつ施設であつて、児童の健全育成対策を推進するうえに不可欠のものである。児童遊園は、広場、ブランコ、砂場、滑り台などを備え、盛り場、小住宅密集地域、交通ひん繁な地域などの不健全な環境から児童をまもるとともに児童の健全な野外活動施設となつている。三三年度以来国庫補助措置が講ぜられており、飛躍的な発展をみせている。児童館は、集会室、遊び室、図書室などを備え、特に、不良環境地区で渴望されている。児童遊園とは異なり、いまだ国家的助成措置が講ぜられておらず、今後の発展のため、国庫補助制度の確立が強く要望されている。

第4-16表 児童厚生施設の現状

第4-16表 児童厚生施設の現状
(35年8月末現在)

	総 数	児童館	児童遊園
総 数	687	172	515
公 立	417	28	389
私 立	270	144	126

厚生省児童局調

いわゆる子供の国、正確には中央児童厚生施設は、東京都町田市と横浜市にまたがる広大な地域に設置されることが三六年五年に決定され、現在その基礎的な工事を着工を始めたところである。

児童の人格形成に大きな役割を果たす出版物、映画、演劇、がん具、音楽などの文化財については、戦後、俗悪なもの、或いは性的刺戟の強いものがはんらんし、児童福祉の立場から目をひそめざるを得ないものが少なくない。児童を非行に誘うおそれのあるこうした不良文化財から児童をまもり、優良な文化財をひろく世に紹介するため、二四年以来中央児童福祉審議会は出版物、映画、紙しばい、幻燈画、演劇のうち優良なものについて推せんを行なってきた。また、都道府県の児童福祉審議会では、それぞれの地方の実情に即して性的な刺激の強い雑誌、週刊紙、シヨウ、映画、危険ながん具などにつき、出版業者、興行業者、販売業者などに対し、しばしば自しゆくの勧告を行なっている。中央児童福祉審議会の文化財推せん状況は第四-一七表のとおりである。

第4-17表 中央児童福祉審議会推せん文化財

種 別	26年1月～	34年4月～	累 計
	34年3月	35年3月	
出 版 物	986	195	1,181
映 画	193	23	216
幻 燈	112	17	129
印刷紙しばい	327	40	367
児 童 劇	24	6	30

厚生省児童局調

第二部 各論

第四章 児童福祉と母子福祉

第四節 要保護児童に対する施策

両親をなくしたり、身体に障害があつたり、あやまちを犯した児童など(要保護児童)に対する施策としては、大別して(1)児童福祉施設への収容、(2)里親など篤志家への委託、(3)障害の除去または治療のための医療の給付がある。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

第四章 児童福祉と母子福祉

第四節 要保護児童に対する施策

一 児童福祉施設

児童福祉施設の数およびそこに入所している児童数は、昭和三十六年五月現在、第四-一八表のとおりである。以下、主要な施設について順次述べていこう。

第4-18表 児童福祉施設設置状況調

第4-18表 児童福祉施設設置状況調
(36年5月1日現在)

	施設数			収容定員 人	在籍人員 人	備考
	公立	私立	計			
助産施設	92	209	301	3,029	1,311	
乳児院	49	83	132	3,781	3,116	
養護施設	95	460	555	36,914	33,655	
精神薄弱児施設	56	83	139	8,870	8,232	
精神薄弱児通園施設	28	4	32	1,260	1,131	
虚弱児施設	11	18	29	1,739	1,478	
し体不自由児施設	34	14	48	3,977	3,786	
盲児施設	21	11	32	1,764	1,566	
ろうあ児施設	23	18	41	3,113	2,843	
教護院	54	2	56	5,709	4,769	
母子寮	518	136	654	13,840	11,080	母子寮の収容定員および在籍人員は世帯数である。
保育所	5,707	4,270	9,977	749,949	699,818	
計	6,688	5,308	11,996	833,945	772,785	

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」による。
(注)「施設数および収容定員数」は、初日現在数であり、「在籍人員数」は月末現在数である。

し体不自由児施設

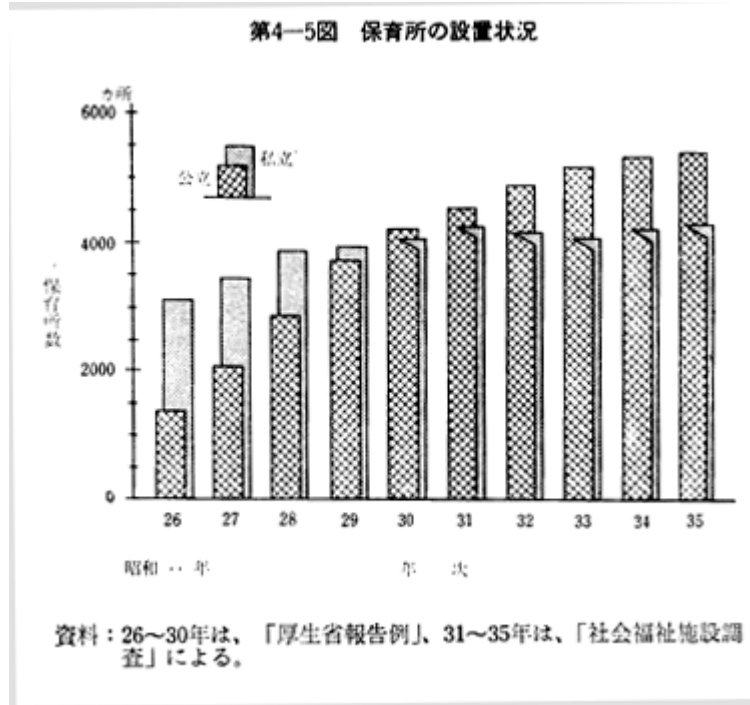
小児まひのため、あるいは先天性股関節脱臼などのためし体が不自由になっている児童を収容する施設としてし体不自由児施設がある。整形外科、教育、職能指導という三つの機能をもっており、比較的長期の治療を必要とする児童が収容されている。昭和二九年の文部省「し体不自由児実態調査」から推計したし体不自由児数二万三、〇〇〇人と比較して施設数はきわめて貧弱である。これを増設すべきことはいままでもないが、今後の問題としては、重症児童専門の施設の設立に対する要望が非常に強く、これをなんらかの形で解決しなければならないであろうことを付記しておこう。また、ごく軽度のし体不自由児に対しては、精神薄弱児の場合と同様に、通園施設による保護を考えなければならない。

保育所

戦後、婦人、ことに既婚婦人の職場に対する進出は目ざましいものがあり、これにつれて保育所は、施

設数にも入所児童数においても急速な伸びを示し、第四-五図のとおり昭和二二年児童福祉法制定当時の一、五〇〇か所は、三五年一二月現在では、実に六倍強九、七八二か所の多きを数えるに至った。しかしながら、第四-六図からみても明らかなように、人口一、〇〇〇対保育所定員率は都道府県間に相当の格差を示している。三六年度からは、入所措置の適正化の要請にこたえるため入所措置基準が実施されることとなった。

第4-5図 保育所の設置状況



第4-6図 道都府県別保育所定員数の率

第4-19表 措置区分別と精神薄弱の段階別からみた精神薄弱児数とその分布
(単位:%)

	総 数		重 度		中 度		軽 度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
総 数	1,950	100.0	538	100.0	768	100.0	644	100.0
収容施設による保護を要する者	743	38.1	254	47.2	397	51.7	92	14.3
通園施設による保護を要する者	327	16.8	8	1.5	182	23.7	137	21.3
その他の施設による保護を要する者	200	10.3	45	8.4	60	7.8	95	14.8
病院による治療を要する者	112	5.7	68	12.6	18	2.3	26	4.0
在宅指導による者	566	29.1	162	30.1	11	14.4	294	45.6
不 詳	2	1.0	1	0.2	1	0.1	-	-

資料: 厚生省児童局「精神薄弱児実態調査(34年)」による。
(注) 重度とは知能指数25未満、中度とは25以上50未満、軽度とは50以上75未満をいう。

在宅指導の対象者については、従来児童福祉司や社会福祉主事による指導によつていたのであるが、定員すら充足しえない状況で、おまけに他の業務に忙殺される有様でじゆうぶん精神薄弱児にまでは手が回らなかつた。

家庭における保護を期待できない精神薄弱児については、精神薄弱の段階に応じて精神薄弱児施設への収容と精神薄弱児通園施設への入所が考えられている。このうち、特に重度の精神薄弱児のためには、国立秩父学園(定員一二五人)が設置されている。さきに述べた推定の精神薄弱児施設に収容する者一〇万人強、精神薄弱児通園施設に入所を要する者四万人強と比較した場合精神薄弱児施設定員数は、九、二〇〇人、精神薄弱児通園施設定員数は一、三〇〇人にすぎない。精神薄弱児のための施設の拡充整備が叫ばれるゆえんである。

教護院など

教護院は、不良行為をなし、またはなすおそれのある児童のうち一四歳未満の者全部、一四歳以上一八歳未満の者の一部を収容保護し、健全な日常生活を通じてその性向を改善し、社会復帰を図る施設である。その形態は、職員が児童と起居をともにして指導にあたるものが多い。この家族的な教護方法には、長所の反面、いろいろな問題が含まれ、これを補なう意味での精神医学的、心理学的な専門技術の導入が強く望まれている。

また、少年非行の内容が戦後、特に最近著しく変化したことに伴い教護院の機能に一つの変化が要求されるようになったことも最近の特徴である。すなわち、女子のための国立教護院(定員一〇〇名)が三六年度から発足し、また、おおむね一二歳未満の軽度の情緒障害を有する児童を対象として、遊戯療法などの心理学的治療によりその情緒障害をなおすことを目的とした情緒障害児短期治療施設が児童福祉法の一部改正によつて児童福祉施設に組み入れられ、また、最近では思春期(主として中学学齢期)児童を対象とし、グループ指導に重点をおいた大舎制の教護院の整備が強く要望されてきたのも、このような少年非行の多様性が、教護体系に一つの変化を促した証左であろう。

ここで、情緒障害児短期治療施設について簡単にふれてみよう。最近の少年非行の状況は、単に数の上で増大しているのみならず、その内容がはなはだしく悪化している。そこで、教護院への収容は、非行児を対象として、情緒障害児については、児童相談所と児童福祉司の活動のみに期待せざるをえなくなつてきている。しかしながら、児童相談所の機能が必ずしもじゆうぶんに発揮されておらず、児童福祉司の数が絶対的に不足している現状では、情緒障害児については、ほとんど野放しのままにされ、そのまま非行児になるおそれが非常に強いというありさまである。情緒障害児の多くは、家庭における人間関係、特に親子の関係が緊張していること、学校生活に適応しないこと、教師に対する不満などから情緒の不安定感、劣等感、愛情の不満感などがつのつて反社会的行為にかりたせられるのであつて、このような環境から生じた心のしこりを心理療法、生活指導を通じて取り除き、精神的安定と社会的適応性を与えれば、年齢も幼い(一二歳以下を収容の対象とする。)ことなので容易に正常の児童に立ち戻るこ

とができるというわけで、早期発見、早期治療という観点からこの施設は欠くことのできないものであるといつてよい。三六年度においては、とりあえず全国に三か所の情緒障害児短期治療施設を設置し、情緒障害児を短期入所させ、心理療法、生活指導などを通じて児童の情緒障害を根本的に治療し、社会的適応性を与えることとした。

重症心身障害児療育施設

重度のし体不自由、盲、ろう、奇形、精神薄弱などの障害を二つ以上あわせもっている重症心身障害児は、全国におよそ二、三万人いるものと推定されるが、これらの児童については、従来の児童福祉施設に入所させることは困難であるので、三六年度からはこれらの児童についての治療、教育などの研究を委託することとし、そのための研究委託費四〇〇万円を予定しており、ここに重症心身障害児対策はようやく緒につくことになった。

第二部 各論

第四章 児童福祉と母子福祉

第四節 要保護児童に対する施策

二 里親制度など

家庭に恵まれない児童(養護児童)を児童福祉施設に收容する代わりに、都道府県知事の認定を受けた篤志家の手許で育てる里親制度は、最近、制度そのものの長所とは逆に、余り伸びていない。昭和三十六年七月末現在の登録里親一万九、〇三七人に対し、現に児童の委託を受けている者の数は、わずか七、六七一人にすぎない。養子縁組を前提としている里親が多いこと、里親の児童に対する希望条件がむずかしいこと、国民性がこうした制度になじみにくいことなどいろいろ理由もあろうが、不幸な児童の福祉を少しでも向上するために、児童が暖かい家庭のふん囲気にふれることができるこの制度の育成には、さらに一層の努力がはらわれてしかるべきであろう。

また、義務教育を終了した児童に適当な職業につかせる前段階として、児童を預かり、または通わせて職業訓練を行なう保護受託者制度については三十六年七月現在の登録者数二、四三七人、現に児童の委託を受けている者は九一人で、これまた最近は状況は余りかんばしくない。

第二部 各論

第四章 児童福祉と母子福祉

第四節 要保護児童に対する施策

三 医療の給付など

し体不自由児をはじめとする身体障害児に対しては、児童福祉施設への入所のほか保健所による療育相談、指導、医療費について公費で負担する育成医療の給付、補装具の交付が行なわれている。昭和三五年度における実施状況は第四-二〇表と第四-二一表に掲げるとおりとなっている。

第4-20表 補装具交付状況

第4-20表 補装具交付状況
(35年度) (単位: 件)

		交 付	修 理
総	数	5,363	591
し 体 不 自 由	義 肢	1,460	339
	装 具 類	2,360	173
	車 い す	194	11
	松 葉 づ え	322	2
	視覚障害(盲人安全づえ)	176	1
	聴 覚 障 害(補聴器)	739	3
	人 工 こ う 頭	1	-
	義 眼	16	-
	眼 鏡	9	-
	歩 行 車	60	-
	そ の 他	26	2

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」による。

第4-21表 療育相談延べ件数

第4-21表 療育相談延べ件数
(35年)

		療養相談	補装具相談
総	数	56,698	9,211
し 体 不 自 由		52,995	8,569
視 覚 障 害		718	214
聴 覚、平 衡 機 能 障 害		790	219
音 声、言 語 機 能 障 害		500	70
そ の 他		1,695	139

厚生省児童局調

また、身体発育が未熟のまま出生した未熟児に対しては、その保護者に対する訪問指導、医療について

公費負担する養育医療の給付が行なわれている。三四年度における養育医療の給付件数は三、一七八件となつている。結核児童については、三四年度以来療養にあわせて学習の援助を行なう療育の給付が行なわれてきている。その実施の状況は、三四年度(ただし一〇月から実施)は二五三件となつている。しかしながら、この制度は、従来骨関節結核(カリエス)児童のみを対象としており、その他の結核にかかつて病床にある多くの児童に対しては、適用がなかつた。三六年度からは、その他の結核児童に対しても、適切な生活指導のもとに医療と学習をあわせて行なえる体制にある病院を指定して、これを入院させ、医療を給付するほか、学用品、日用品など学習および療養生活に必要な物を支給することとなり、ここに結核児童の福祉は一段と向上することとなつた。

第二部 各論

第四章 児童福祉と母子福祉

第四節 要保護児童に対する施策

四 児童保護措置費

要保護児童を児童福祉施設に収容する場合の経費は、国が八割、都道府県が二割を負担することになっている。昭和三六年度当初予算では、前年度に比し、二五億九、〇〇〇万円の増額となり、一〇四億九、〇〇〇万円が計上された。増額の内容をみると、新しく入進学金が認められたほか、収容施設について飲食物費七円二七銭が七八円〇八銭に、日常諸費一九円四五銭が二四円三一銭に、保育所について飲食物費一円一〇銭が一四円八六銭に、日常諸費二円九〇銭が三円四八銭に引き上げられるとともに、児童福祉施設職員の処遇の改善として、給与ベースが七・五%アップされ、期末手当も一・六月分が三月分となり、薪炭手当、寒冷地手当が新設された。

また、三六年度補正予算には、物価の上昇、公務員給与のベース・アップなどを考慮して、児童保護措置費三億七、〇〇〇万円が追加計上されている。

第二部 各論

第四章 児童福祉と母子福祉

第五節 母子福祉

1 まず、昭和三五年の厚生行政基礎調査から母子世帯の生活状況などを簡単にながめてみよう。ただし、ここでいう母子世帯とは一八歳未満の子とその母(一八歳から五九歳)からなる世帯をいう。

母子世帯の全国推計数は、約四二万四、〇〇〇世帯、これを前年と比べると、三、〇〇〇世帯の減少となり年々減少の一途をたどっている。

生活保護法の適用を受けている母子世帯の数は、総数の二・八%を占め、一般世帯中被保護世帯の占める割合一・四%と比べると相当の高率となつているが、昨年と比べてみると絶対数においても比率においても若干減少している。母子世帯を世帯業態別にみると、第四-二二表のとおりで常用勤労者世帯が三四・六%を占めている。世帯人員をみると、五一・二%が二人世帯、ついで二七・六%が三人世帯で、平均世帯人員二・八人(全世帯平均世帯人員四・二人)となつている。有業人員は一・〇四人で前年に比べてわずかに多い。支出階級別の世帯累積分布をみると、母子世帯は五七・八%が一万円未満の階級に属している。これに対してその他の世帯は二万円から三万円の間集中しており、母子世帯の生活水準の低さがよく判る(第四-二三表参照)。しかしながら、これを前年の五七・八%に比べるとわずかに向上していることがうかがわれる。

第4-22表 世帯業態別にみた母子世帯の分布

第4-22表 世帯業態別にみた母子世帯の分布		(35年)	(単位：%)
		構成比	
総	数		100.0
耕地面積 3 反以上の母子世帯			22.7
専業世帯			13.0
常用勤労者のいる兼業世帯			5.9
その他の兼業世帯			3.7
耕地面積 3 反未満の母子世帯			77.3
事業経営者世帯			14.2
常用勤労者世帯			49.6
日雇労働者世帯			5.0
家内労働者世帯			0.8
その他の就業者世帯			3.3
不就業者世帯			4.4

資料：厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査」による。

第4-23表 支出階級別にみた母子世帯の分布

第4-23表 支出階級別にみた母子世帯の分布		(単位：%)
(35年)		構成比
総	数	100.0
	0 ~ 1,999円	0.4
	2,000 ~ 3,999	4.6
	4,000 ~ 5,999	14.5
	6,000 ~ 7,999	18.1
	8,000 ~ 9,999	14.9
	10,000 ~ 14,999	24.8
	15,000 ~ 19,999	12.1
	20,000 ~ 24,999	5.8
	25,000 ~ 29,999	1.9
	30,000 ~ 39,999	1.9
	40,000円以上	1.1

資料：厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査」による。

2 母子世帯の福祉の向上のためには、別に述べる生活保護制度や母子年金制度の充実のほか、「母子福祉資金の貸付等に関する法律」に基づく母子福祉資金の貸し付け、母子相談員による相談指導、自営業の奨励、母子福祉センターの設置、母子寮への入所措置、公営住宅への入居措置、課税免除など各般の対策がとられているが、このほか三六年度から生別母子世帯に対する児童扶養手当の支給が開始され、母子福祉行政は画期的な飛躍をとげた。死別母子世帯に対しては従来から母子福祉年金が支給されているが、生別母子世帯については、別れた夫なり父がその扶養の責めに応ずべきものとして、従来特別の施策もなしにそのままに放置されていたのであるが、実際にはその生活状態は死別母子世帯と全然変わりなく、夫なり父の扶養の義務もじゆうぶん履行されない場合が多く、これに対してなんらかの手を打つことが各方面から要望されていた。第三八回国会に提出された児童扶養手当法案は、会期末の混乱のため一旦流れたが、第三九回国会で成立の運びとなり、三七年一月からその支給を開始することとなった。児童扶養手当は、父母が離婚したために父と生計を異にしている児童、父が死亡した児童、父が廃疾である児童などの義務教育終了前の児童を監護している母、または母に代つて児童を養育している者に対して支給される。ただし、他の公的年金を受けていたり、一定以上の所得がある場合には支給されない。手当の額は、児童一人の場合は月八〇〇円、二人の場合は四〇〇円が、三人以上の場合は一人につき二〇〇円ずつがこれに加算される。

母子福祉貸付金は、母子世帯の経済的自立を助長し、生活意欲の向上を図るために設けられた制度で、三五年度の貸付状況を資金別にみたものが、第四-二四表である。母子相談員は、各福祉事務所におかれ、母子世帯の一般身上相談に応ずることとなつている。三五年七月現在で全国に八九五人の母子相談員がいる。母子福祉事業の中核機関である母子福祉センターについては、三六年度も前年度に引き続き四か所が設置されるために計上された。母子寮の施設数および収容人員は第四-二五表のとおりで、ここ数年間は横ばい状態を続けているが、一方、第二種公営住宅の中に母子世帯のわくが認められるようになり、三五年度末でおよそ二、二〇〇戸が建てられ、三六年度には新たに一万五、〇〇〇戸余りが建てられる予定になつている。

第4-24表 35年度母子福祉貸付金申し込みおよび貸付決定状況調

第4-24表 35年度母子福祉貸付金申し込みおよび貸付決定状況調

	申 込 状 況			貸 付 決 定 状 況			申込件数に対する決定率
	件数	1人当たり平均単価	金 額	件 数	1人当たり平均単価	金 額	
	人	円	円	人	円	円	%
事業開始資金	7か所 5,986	-	407,671,600	5か所 4,439	-	278,143,000	-
団体分	7か所	628,571	4,400,000	5か所	600,000	3,000,000	71.4
個人分	5,986	68,120	403,271,600	4,439	67,319	275,143,000	71.6
支度資金	3,091	13,781	43,198,800	2,915	13,293	39,266,900	96.6
技能習得資金	68	13,712	1,358,500	270	13,629	954,000	87.5
生活資金	28	8,111	771,000	118	7,147	503,500	83.3
事業継続資金	1か所 7,391	-	230,780,500	1か所 6,476	-	186,256,000	-
団体分	1か所	300,000	300,000	1か所	300,000	300,000	100.0
個人分	7,391	29,855	230,480,500	6,476	28,715	185,956,000	83.8
住宅補修資金	2,284	28,377	64,756,700	1,959	27,916	55,245,200	86.7
修学資金	20,753	-	745,491,400	235,777	-	570,287,800	-
高校	16,487	11,250	404,255,200	197,573	11,230	372,000,100	92.9
大学	4,266	30,500	341,236,200	38,204	27,900	198,287,700	63.5
修業資金	1,037	17,900	23,425,800	6,018	16,256	19,727,700	91.4
合 計	8か所 40,638	22,686	1,517,454,300	6か所 257,972	20,272	1,150,444,100	-

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」による。

第4-25表 母子寮の年次別施設数および収容人員

第4-25表 母子寮の年次別施設数および収容人員		施 設 数	収 容 人 員
23年	3月	212	11,007
24	6	260	16,978
25	6	313	18,948
26	12	407	24,326
27	12	468	28,054
28	12	520	31,301
29	12	574	33,442
30	12	618	35,898
31	12	640	35,951
32	12	641	35,916
33	12	651	35,837
34	12	654	35,321
35	12	654	33,665

厚生省児童局調

第二部 各論

第四章 児童福祉と母子福祉

第六節 児童手当制度の検討の開始

この一年間における児童福祉の面での大きな出来事の一つに児童手当制度の創設に関する論議が具体化したことがある。

わが国では、昭和二二年に社会保険制度調査会が答申した「社会保障制度要綱」の中で、はじめて児童手当金制度の実施が主張されたが、戦後そうそうのことでもあり、現実的な問題としては意識されず、その後長らくこの問題に関する論議はとだえていた。ところが、最近になつて(三五年八月)中央児童福祉審議会から出された「児童福祉行政の刷新強化に関する意見」の中で児童手当の問題にふれたのを契機として、各方面で急速にこれに対する関心が高まつてきた。国民所得倍増計画においても「年功序列型賃金制度の是正を促進し、これによつて労働生産性を高めるためには、すべての世帯に一律に児童手当を支給する制度の確立を検討する必要がある」とし、本年八月に内閣総理大臣あてに出された雇用審議会の「産業構造の変化、労働市場の特性等に伴う雇用失業対策に関する意見」の中でも中高年齢離職者対策とからんで「中高年齢層の再就職をはばむ大きな原因が賃金の問題にあることにかんがみ、扶養家族の多いことが再就職の機会をせばめたりすることのないように、いわば家族手当制度ともいふべきものの早急なる実施について検討を行なうこと」と指摘している。

児童手当制度は、このようにわが国の社会保障の新生面であり、賃金制度、財政、家族関係などに及ぼす影響も非常に大きいと考えられるので、今後相当の年月をかけて検討すべき問題である。厚生省では、三六年二月に中央児童福祉審議会に児童手当部会を設け、学識経験者によるこの問題に対する検討をはじめた。これまでのところでは、児童手当制度をめぐる基本的な問題について、今後の議論のとり進め方、基礎調査の方法について意見の交換が行なわれている。